

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業（フォローアップ事業）
平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

令和元年5月15日

「ものづくり補助事業成果事例集」制作業務委託仕様書

茨城県中小企業団体中央会

本会では、ものづくり補助事業に取り組んだ事業者の「ものづくり補助事業成果事例集」制作業務について、下記により委託する事業者を募集する。

1. 目的

ものづくり補助事業（平成24年度補正中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金、平成25年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業、平成26年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金、平成27年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金、平成28年度補正革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金、平成29年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金）に取り組んだ事業者が、補助金を活用して開発した新製品、サービス、技術等の成果（試作品の開発や設備投資による生産性向上）を事例集として制作・提供することにより、県内中小企業者の経営活動の強化、補助事業の活用・普及を図る。

2. 制作概要

- (1) 名称：ものづくり補助事業成果事例集
- (2) 制作期間：令和元年6月～11月

3. 具体的な実施方法

(1) 実施の流れ

- ①実施事業者の選定、委託契約の締結
- ②実施事業者による掲載事業者募集・選定等の準備
- ③掲載補助事業者への取材・原稿作成・校正
- ④成果事例集の制作
- ⑤成果事例集の配布（郵送含む）

実施事業者は、上記②～⑤の全業務を受託するための実施体制（人員・スペース）を整えること。

(2) 成果事例集の具体的内容

- ①補助事業者の概要
- ②補助事業の取り組み経緯
- ③補助事業の取り組み内容
- ④補助事業の成果・今後の展開

- (3) 成果事例掲載事業者数 25社（予定）
 - 24年度補正：3事例（事業化第5段階で選定）
 - 25年度補正：5事例（事業化第5段階で選定）
 - 26年度補正：5事例（事業化第5段階で選定）
 - 27年度補正：5事例（事業化第3～5段階で選定）
 - 28年度補正：5事例（事業化第3～5段階で選定）
 - 29年度補正：2事例（事業化が見込まれる事業者を選定）
- (4) 体裁 A4版 カラー刷り
- (5) 作成部数 2, 200部（予定）
- (6) その他
補助事業実施での課題や問題点、その解決に向けた取り組み、今後の展開など他の事業者が参考となる内容とすること。

4. 応募について

- (1) 参加資格
制作での取材・編集の実績があり、実施体制が整っていること。
- (2) 契約形態
委託契約とする。決定後、別途委託契約を締結する。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和元年12月27日まで
- (4) 権利関係
著作権および所有権は、本会に帰属するものとする。また、使用する権利は、本会が有するものとする。
- (5) 予算規模300万円以内（消費税別途）
- (6) 企画書の内容
 - ①体裁
日本工業企画A4版（縦・横可）
 - ②記載内容
 - イ) 取組方針
 - ロ) 実施内容（各業務について具体的に記載すること）
 - ハ) 実施体制
 - ニ) 事業実施スケジュール
 - ホ) 企業としての受託実績
- (7) 提出書類
 - ①企画書2部※社印が押されたもの（うち、製本していないもの1部）
 - ②見積書2部※別紙見積様式に従って記入すること（正1部、副1部）
 - ③委託事業を行おうとする機関に係る書類2部
 - イ) 組織並びに事業運営に関する定款等
 - ロ) 事業報告書等活動の概要
 - ハ) 役員名簿

- ニ) 前事業年度の決算関係書類
- ホ) 当該事業年度の収支予算書、および事業計画書
- へ) 会社概要（会社案内、パンフレット等も可）

(8) 提出期限

希望者は、提出書類を令和元年6月14日（金）正午必着で茨城県中央会へ送付のこと（宅配便可、持参可）。

5. 選考方法

(1) 評価事項・評価観点

①取組方法、実施内容・方法

- ・本事業や本業務の主旨を十分に理解しているか
- ・本会に配慮した方針であるか
- ・本会が希望する内容を網羅しかつ工夫があるか

②スケジュール

- ・本会の希望するスケジュールを満たしているか

③本業務実施体制

- ・本業務を行う上で、事業を遂行できる体制が組まれているか

④企業としての受託実績

- ・本業務を円滑に行うために、事業者として十分な受託実績があるか

⑤予算の範囲内であるか

- ・最も安価な業者に加点し、予算外の事業者は要件外とする

⑥総合評価

- ・全般的事項、その他事項

(2) 選考手順等

①選考は本会事務局の選考会議により評価する（予定）。

②上記「5. (1) 評価事項・評価観点」の各項目について5点満点で段階評価を行う。

③評価点数が同点の場合は、見積金額の最も安価な業者を採用とする。

以上

本件に関する問い合わせ・書類提出先

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館 8階

電話029-224-8030 FAX 029-224-6446

提出先：茨城県中小企業団体中央会（担当：小林）

E-mail：info@chuoukai-ibaraki.jp

〒310-0801 水戸市桜川2-2-31 ミトコンチェルトビル 1階

電話029-300-1350 FAX 029-233-5020

提出先：茨城県中小企業団体中央会 ものづくり推進室（担当：三村）

〒310-0801 水戸市桜川2-2-31 ミトコンチェルトビル 2階

電話029-350-8087 FAX 029-350-8088

提出先：茨城県中小企業団体中央会 ものづくり開発支援室（担当：高安）